

令和7年度 静岡県献血推進協議会

日時：令和8年3月12日（木）

午後1時30分から

場所：静岡県男女共同参画センター「あざれあ」

2階大会議室

次 第

1 挨拶

静岡県健康福祉部生活衛生局長 米倉克昌

2 議 題

(1) 報告事項

ア 令和7年度の献血の状況

イ 令和7年度静岡県献血推進計画に基づく事業の実施状況

(2) 協議事項

令和8年度静岡県献血推進計画（案）

ア 献血により確保すべき血液の目標量及び献血者確保目標人数について

イ 目標量を確保するために必要な措置及びその他献血の推進に関する重要事項について

3 その他

(資料)

1 令和7年度の献血の状況

2 令和7年度の静岡県献血推進計画に基づく実施状況

3 令和8年度静岡県献血推進計画（案）について（概要）

4 令和8年度静岡県献血推進計画（案）

5 令和8年度計画と令和7年度計画の対照表

6 静岡県献血推進協議会要綱

静岡県献血推進協議会委員名簿（令和7年度献血推進協議会）

（50音順 敬称略）

氏名	現職	出席
鈴木康友	静岡県知事（静岡県献血推進協議会会長）	
青木春美	公益社団法人静岡県看護協会理事	○
池本美智子	静岡県商工会連合会 （静岡県商工会女性部連合会理事）	○
内野浩恵	特定非営利活動法人静岡県男女共同参画センター交流会議副代表理事	○
浦田千裕	公益社団法人静岡県薬剤師会理事	○
遠藤香代子	静岡県民生委員児童委員協議会監事	○
大石万鈴	静岡県学生献血推進協議会委員	○
小川潤	公益社団法人静岡県病院協会参与 （静岡赤十字病院院長）	
京極仁志	日本赤十字社静岡県支部事務局長	○
櫻町宏毅	日本労働組合総連合会静岡県連合会副事務局長	○
下村勝	静岡県市長会（御前崎市長）	
鈴木啓嗣	静岡県議会厚生委員会委員長	○
泉明寺葉子	静岡県地域赤十字奉仕団委員会副委員長	○
夏目敏孝	一般財団法人静岡県交通安全協会専務理事	
仁科喜世志	静岡県町村会（函南町長）	○
藤原学	社会福祉法人静岡県社会福祉協議会常務理事	○
古川善之	静岡県国民健康保険団体連合会事務局長	○
森英子	あけぼの静岡 副代表	○
森林多恵	一般社団法人静岡県商工会議所女性会総務委員会委員	○
森泰雄	一般社団法人静岡県医師会理事	
吉原隆	公益社団法人静岡県私学協会 （静岡女子高等学校校長）	○

令和7年度静岡県献血推進協議会座席表

<会場>

スクリーン

議長

北折所長
(血液センター)

櫻町宏毅委員
(日本労働組合総連合会)

鈴木啓嗣委員
(県議会厚生委員長)

中村(孝) (司会) 入口
薬事課技監

北村事務部長
(血液センター)

京極仁志委員
(日本赤十字社静岡県支部長)

泉明寺葉子委員
(県地域赤十字奉仕団委員会)

米倉
生活衛生局長

村上事業推進部長
(血液センター)

大石万鈴委員
(県学生献血推進協議会)

仁科喜世志委員
(県町村会)

佐野
薬事課長

籠持沿津事業所長
(血液センター)

遠藤香代子委員
(県民生委員児童委員協議会)

藤原学委員
(県社会福祉協議会)

中村(太) (説明者)
薬事企画班長

谷川事業推進副部長
(血液センター)

浦田千裕委員
(県薬剤師会)

古川善之委員
(県国民健康保険団体連合会)

杉本
薬事課主査

橋本学術情報・供給課長
(血液センター)

内野浩恵委員
(県男女共同参画センター交流会議)

森英子委員
(あけぼの静岡)

新井
薬事課専門主査

曽根企画総務係長
(血液センター)

池本美智子委員
(県商工会連合会)

森林多恵委員
(県商工会議所)

神納
薬事課主任

牧野主事
(血液センター)

青木春美委員
(県看護協会)

吉原隆委員
(県私学協会)

山口教育主幹
(県教委健康体育課)

成岡係長
(日赤県支部)

受付

傍聴者席	傍聴者席	記者席	記者席
------	------	-----	-----

入口

令和 7 年度の献血の状況

1 献血者確保状況

年度	献血者確保目標	献血受付者数	献血者数	受付者数/確保目標
R2	146,600 人	145,073 人	131,251 人	99.0%
R3	145,800 人	146,364 人	134,550 人	100.4%
R4	146,300 人	141,048 人	131,274 人	96.4%
R5	140,700 人	139,573 人	130,568 人	99.2%
R6	141,400 人	138,039 人	128,405 人	97.6%
R7(R8.1月末)	141,000 人	117,212 人	109,053 人	83.1%

(参考)

R6(R7.1月末)	141,400 人	115,414 人	107,356 人	81.6%
------------	-----------	-----------	-----------	-------

2 種類別献血者数

年度	献血者数 (人)	献 血 者 の 内 訳						献血量※ (L)
		200mL (人)	率 (%)	400mL (人)	率 (%)	成分(人)	率 (%)	
R2	131,251	3,900	3.0	83,565	63.7	43,786	33.4	53,458.2
R3	134,550	4,055	3.0	86,822	64.5	43,673	32.5	54,740.9
R4	131,274	4,915	3.7	87,393	66.6	38,966	29.7	53,054.1
R5	130,568	5,209	4.0	88,135	67.5	37,224	28.5	52,639.6
R6	128,405	5,266	4.1	87,232	67.9	35,907	28.0	51,692.0
R7(R8.1月末)	109,053	4,579	4.2	73,403	67.3	31,071	28.5	43,851.8

(参考)

R6(R7.1月末)	107,356	4,685	4.4	72,635	67.7	30,036	28.0	43,160.9
------------	---------	-------	-----	--------	------	--------	------	----------

※献血量は、200mL 献血=0.2L、400mL 献血、血小板成分献血=0.4L、血漿成分献血=0.45L で算出

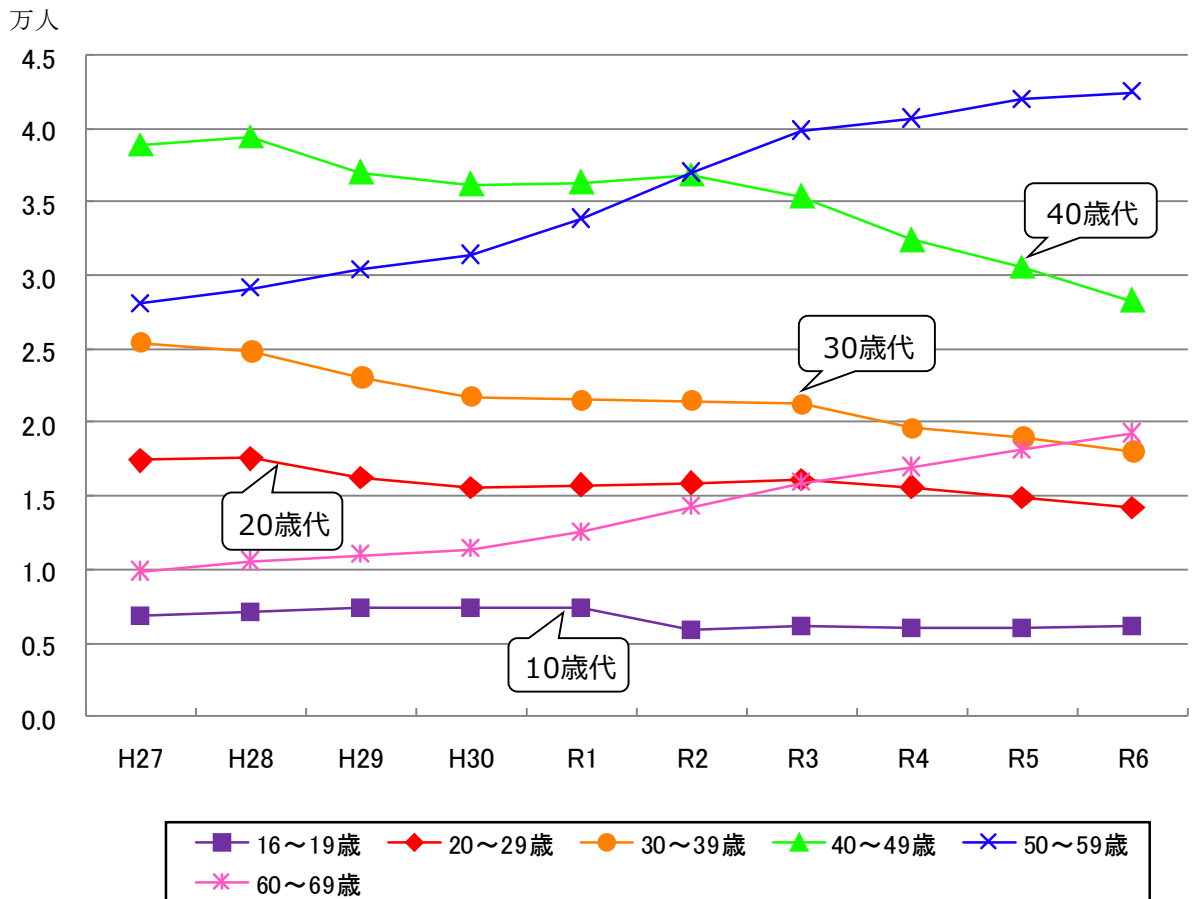
3 年齢別献血者数

年齢層 年度	16～19 歳		20～29 歳		30～39 歳		40～49 歳		50～59 歳		60～69 歳		計 人数 (人)
	人数 (人)	比率 (%)	人数 (人)	比率 (%)	人数 (人)	比率 (%)	人数 (人)	比率 (%)	人数 (人)	比率 (%)	人数 (人)	比率 (%)	
R2	5,847	4.5	15,872	12.1	21,471	16.4	36,835	28.1	36,964	28.2	14,262	10.9	131,251
R3	6,121	4.5	16,115	12.0	21,261	15.8	35,361	26.3	39,824	29.6	15,868	11.8	134,550
R4	6,081	4.6	15,600	11.9	19,624	14.9	32,403	24.7	40,623	30.9	16,943	12.9	131,274
R5	6,015	4.6	14,891	11.4	18,990	14.5	30,562	23.4	41,980	32.2	18,130	13.9	130,568
R6	6,154	4.8	14,205	11.1	18,031	14.0	28,300	22.0	42,448	33.1	19,267	15.0	128,405
R7 (R8.1月末)	5,183	4.8	12,138	11.1	14,865	13.6	23,047	21.1	36,056	33.1	17,764	16.3	109,053

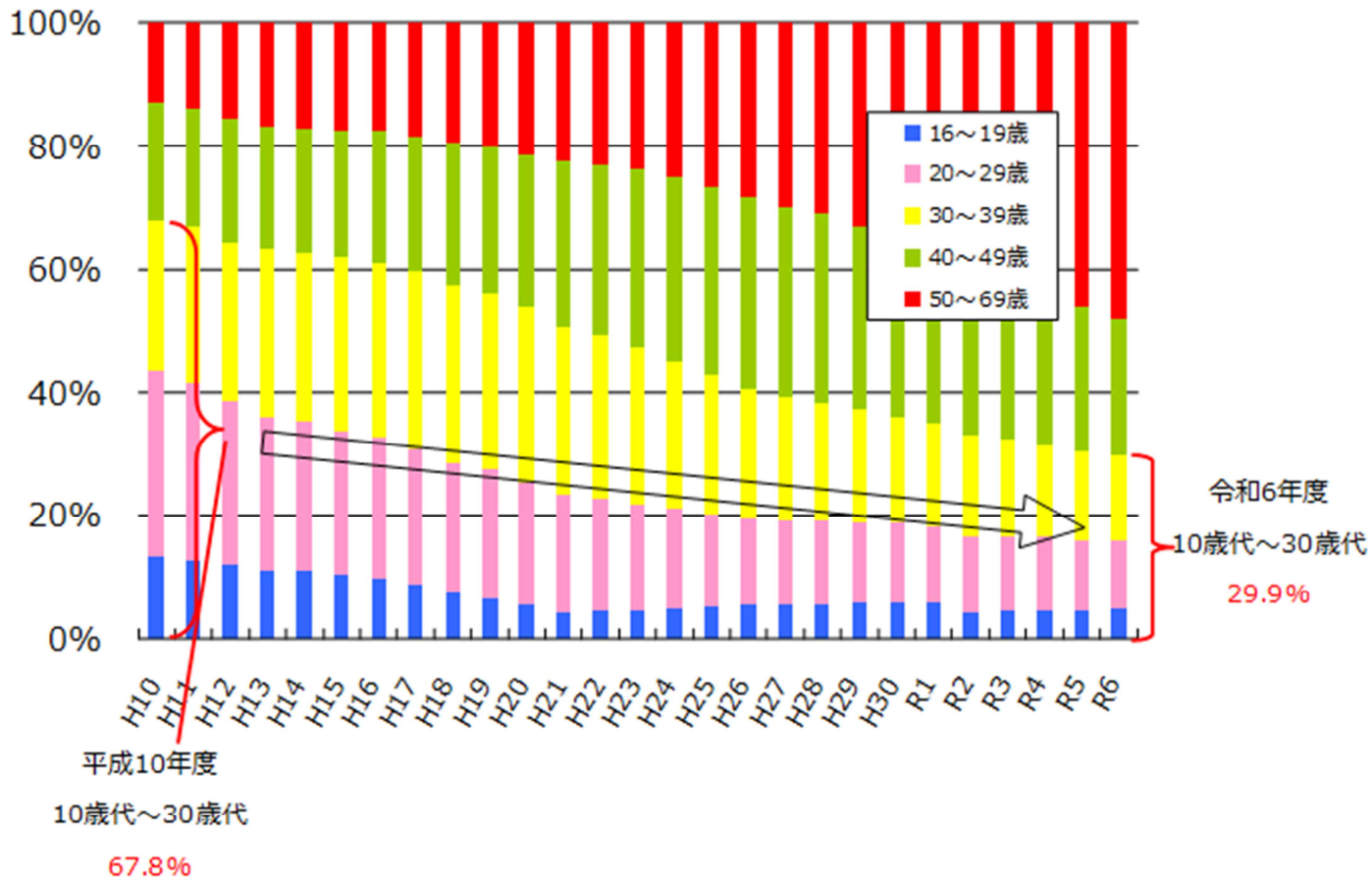
(参考)

R6 (R7.1月末)	5,611	5.2	11,889	11.1	14,950	13.9	23,628	22.0	35,283	32.9	15,995	14.9	107,356
----------------	-------	-----	--------	------	--------	------	--------	------	--------	------	--------	------	---------

4 年齢別献血者数の推移



5 全献血者数に対する年代別献血者の割合の推移



6 職業別献血者数

職業 年度	公務員		会社員		高校生		その他学生		その他		計
	人数 (人)	比率 (%)	人数 (人)	比率 (%)	人数 (人)	比率 (%)	人数 (人)	比率 (%)	人数 (人)	比率 (%)	人数 (人)
R2	17,301	13.2	83,451	63.6	3,671	2.8	3,850	2.9	22,978	17.5	131,251
R3	17,351	12.9	85,418	63.5	3,868	2.9	4,254	3.2	23,659	17.6	134,550
R4	16,326	12.4	83,883	63.9	4,065	3.1	4,275	3.3	22,725	17.3	131,274
R5	16,343	12.5	84,030	64.4	4,058	3.1	4,053	3.1	22,084	16.9	130,568
R6	15,693	12.2	82,838	64.5	4,039	3.1	4,208	3.3	21,627	16.8	128,405
R7 (R8.1月末)	12,797	11.7	70,577	64.7	3,230	3.0	3,905	3.6	18,544	17.0	109,053

(参考)

R6 (R7.1月末)	12,942	12.1	68,924	64.2	3,640	3.4	3,794	3.5	18,056	16.8	107,356
----------------	--------	------	--------	------	-------	-----	-------	-----	--------	------	---------

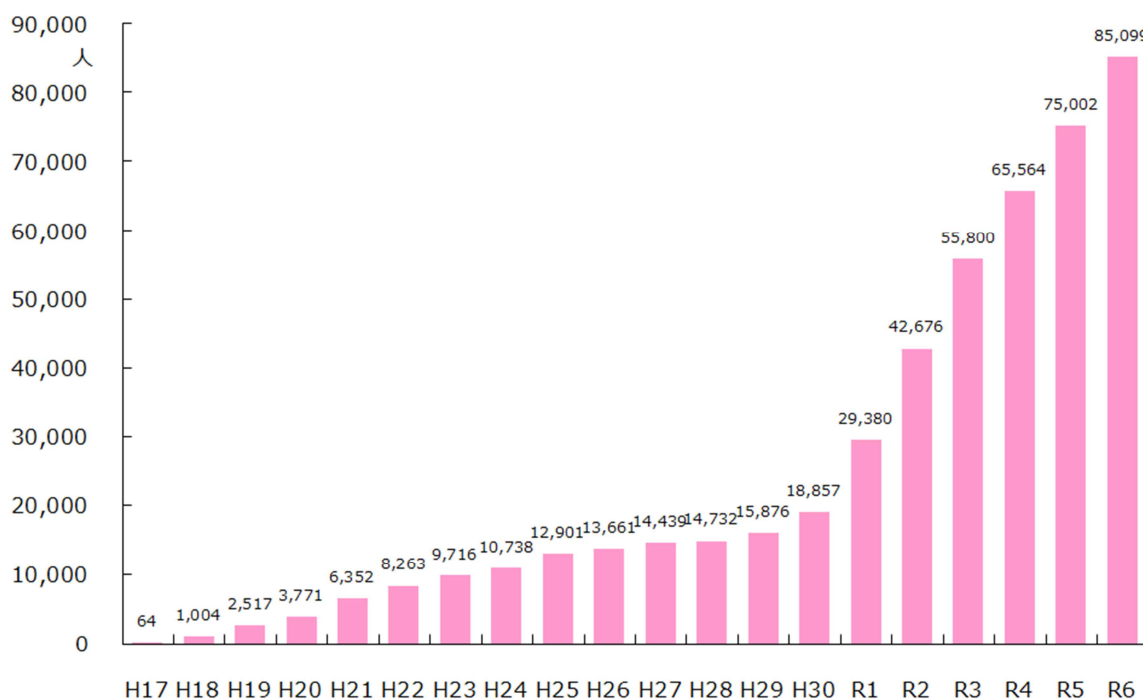
7 原料血漿確保実績

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7 (R8.1月末)	(参考) R6 (R7.1月末)
目標量 (L)	35,699	36,238	36,272	34,805	37,096	37,355	37,096
確保量 (L)	38,167	39,024	37,990	36,505	36,102	30,354	30,344
目標比 (%)	106.9	107.7	104.7	104.9	97.3	81.3	81.8

8 献血Web会員サービス「ラブラッド」登録状況

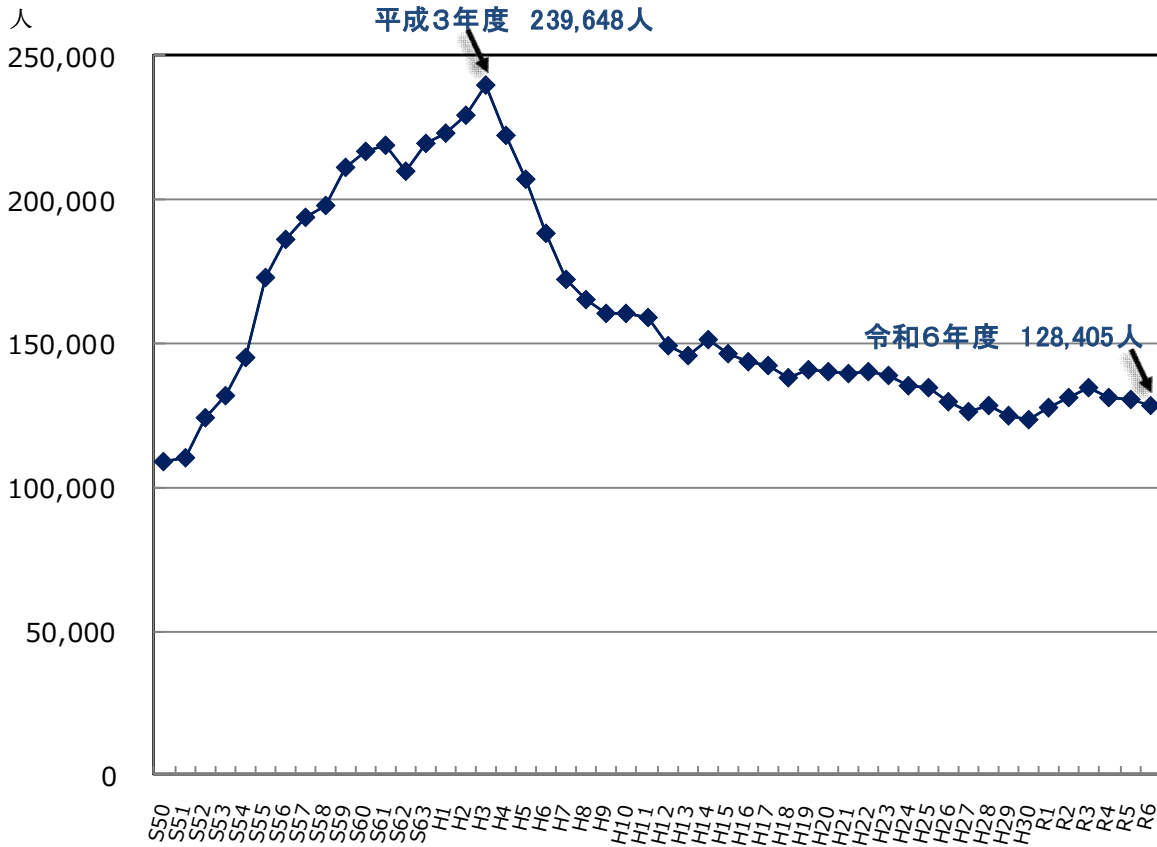
年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7 (R8.1月末)	R6 (R7.1月末)
会員数 (人)	42,676	55,800	65,564	75,002	85,099	96,077	83,148

9 ラブラッド（複数回献血クラブ）会員数

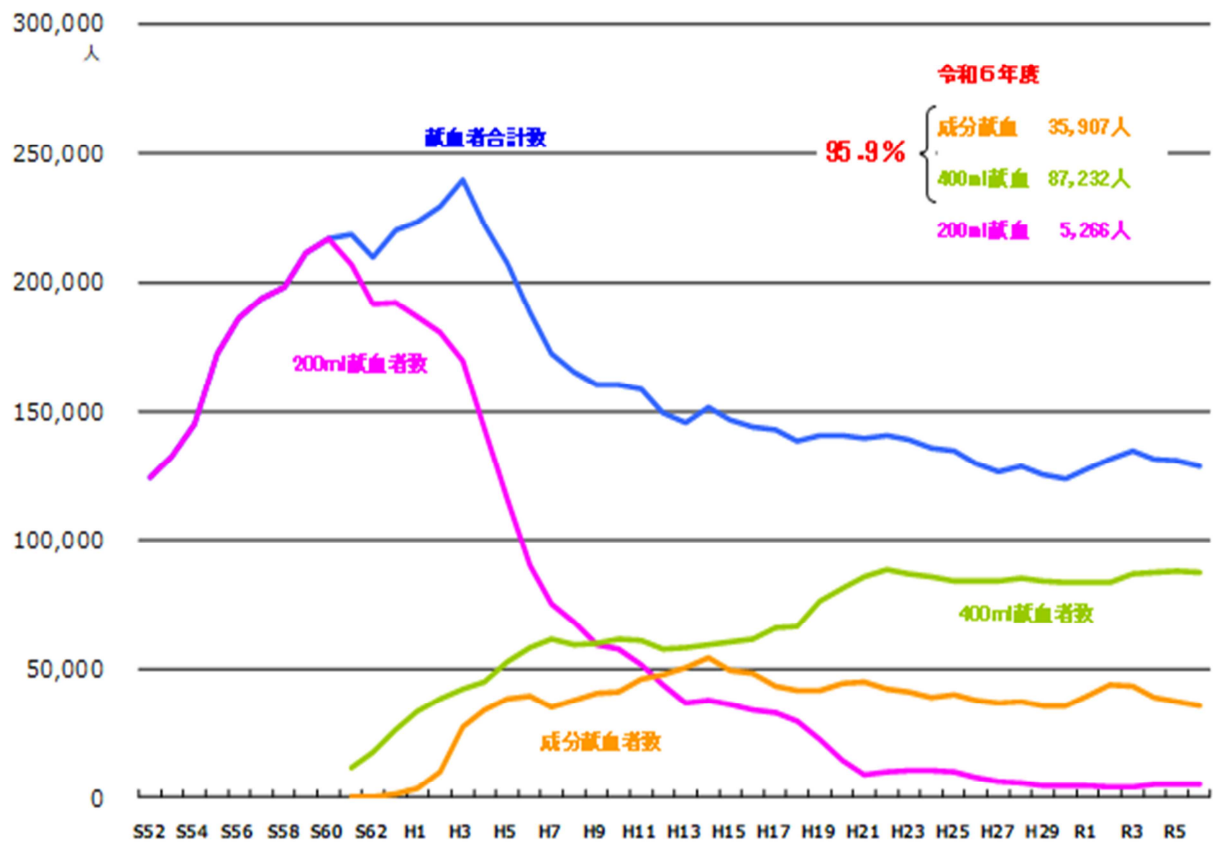


※平成30年10月から「複数回献血クラブ」の愛称名を「ラブラッド」とした

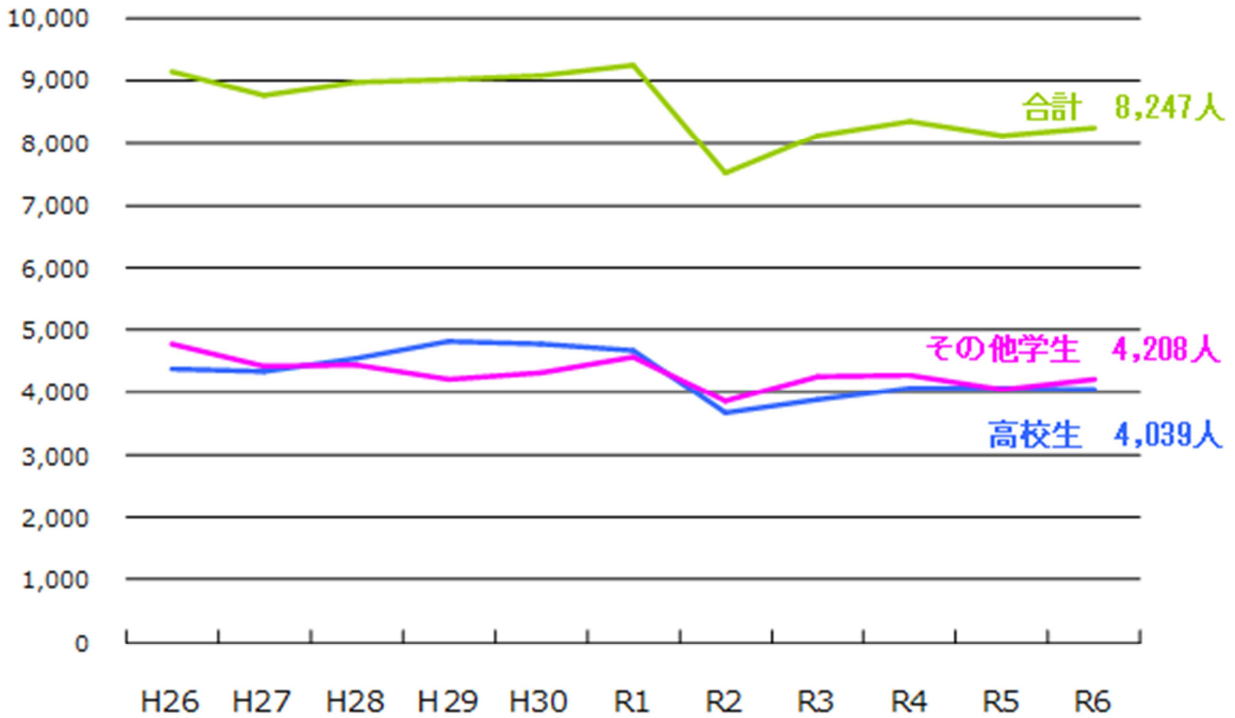
10 献血者の推移



11 献血者の推移 (種類別)

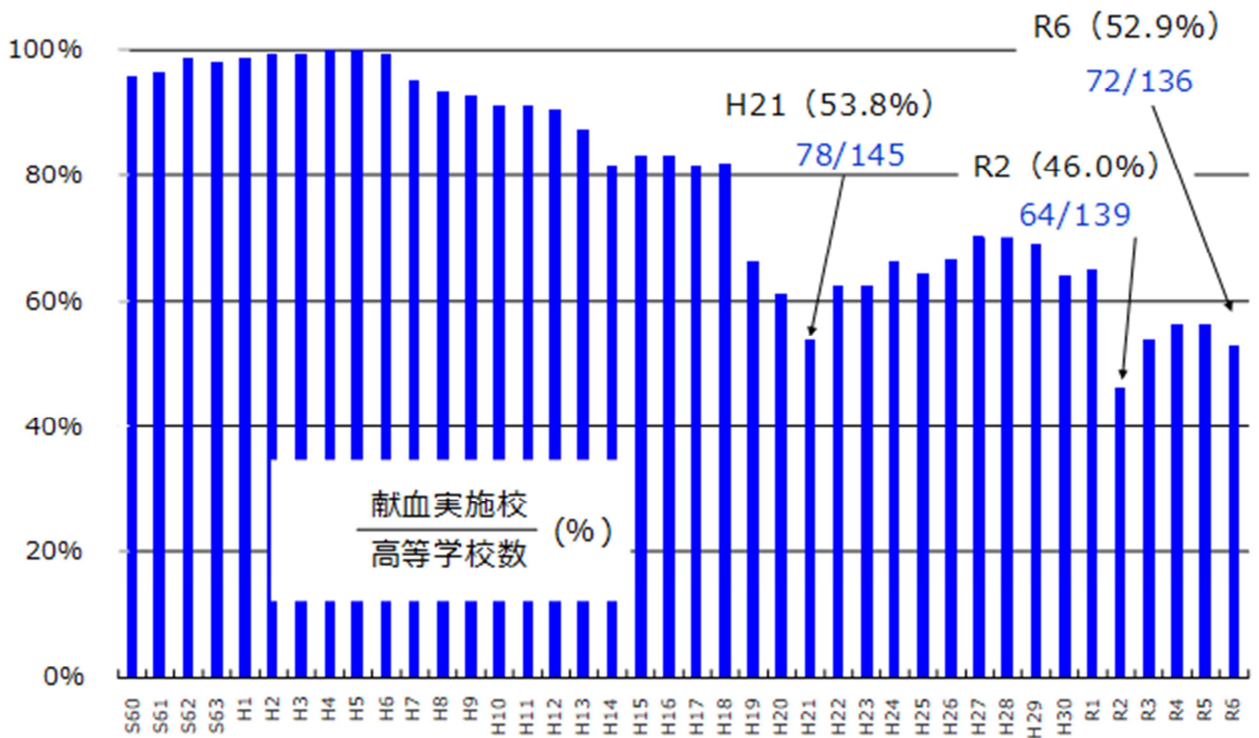


12 高校生・その他学生献血者の推移



R6			R7 (R8.1 末現在)		
高校生	4,039人	対前年 19人減	高校生	3,230人	対前年同期 410人減
その他学生	4,208人	対前年 155人増	その他学生	3,905人	対前年同期 111人増

13 高校の献血実施率の推移



R7 (R8.1 末現在)		
献血実施校	67校	対前年同期 5校減

令和7年度の静岡県献血推進計画に基づく実施状況

1 献血により確保すべき血液量、献血者確保目標人数に対する実施状況

令和7年度目標に対する令和8年1月までの実績は以下のとおりであり、献血者確保目標の100%達成に向けて献血協力を依頼している。

なお、県内の献血需要に対しては、現在のところ不足なく供給されている。

	R 7 (4月～1月)			R 6 (4月～1月)		
	年間目標	実績	目標比	年間目標	実績	目標比
血液量 (L)	57,797	48,438.69	83.8%	57,778	47,672.82	82.5%
献血者確保人数(人)	141,000	117,212	83.1%	141,400	115,414	81.6%

2 目標量を確保するために必要な措置に対する実施状況

新型コロナウイルス感染症を含む新興・再興感染症対策及び若年層対策を中心に、下記の措置を実施し、献血の推進を図った。

ア 新興・再興感染症対策の実施	
環境の整備	・新型コロナウイルス感染対策のため、職員の健康管理や献血会場の清掃、消毒、換気に努め、献血者の感染防止を継続した
献血予約の推進	・採血予測や献血会場の混雑回避を目指し、献血 Web 会員サービス「ラブラッド」(アプリ含む)の新機能、「アプリ版献血カード」「事前 web 問診機能」等、それら利便性の啓発を継続した
対策の周知及び協力依頼	・HP や配信メール及び献血会場にて感染対策について PR している。また、新型コロナウイルス流行後献血実施を見合わせている企業に対し、アプローチを継続しており、今年度 19 件の再開へ繋げた
イ 若年層対策の実施	
「アボちゃんサポーター」事業の実施	・高校生の献血ボランティアをサポーターとして委嘱し、学内や地域で献血啓発活動を実施した (18 校、163 人) ・活動を「ABO ニュース」としてまとめ、県内全高校へ配布した ・アボちゃんサポーターが献血への協力を呼び掛ける動画等を制作し、SNS で配信した。なお、今年度に厚生労働省で初めて開催された「献血普及啓発ボランティア活動発表会」において、本県のアボちゃんサポーターが動画部門で優秀賞を受賞した<参考 1>
大学生等献血ボランティアの育成及び活動の支援	・ホームページ及び大学等へのポスターの掲示、リーフレットの配布により、ボランティアを募集し、11 回の講習会により 85 人のボランティアを育成し、活動の支援を行った
献血セミナーの推進	・38 校、4,853 人の高校生に対して、「献血セミナー」を実施し、献血に対する正しい知識の普及と協力の確保を図った

献血未実施校に対する戸別訪問の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・学内献血未実施の高校 13 校を戸別訪問し「献血セミナー」の積極的な開催と学内献血の実施を依頼した結果、校内での献血再開が難しい学校については献血ルーム・近隣献血会場への誘導を検討いただくこととなった
高校生及び 10 歳代への 2 回目以降の献血協力の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 7 年度献血に協力した高校生に対し春休みに再献血をお願いするメールを 1,093 件、ハガキ 1,136 件発送する
小学生、中学生を対象とした対策	<ul style="list-style-type: none"> ・8月に献血ルーム・あおばにて夏休み親子教室を開催し、小学生を中心とした 13 人に対し献血セミナーやクイズ、資料展示等を行った ・教育委員長への面談を通して、中学生が献血へ触れるきっかけづくりや献血の重要性について説明した
ウ 幼少期の子供とその親を対象とした普及啓発対策	<ul style="list-style-type: none"> ・メディアメッセージ 2025 にて献血啓発ブースを出展した（2日間で 200 人以上の子供に献血クイズや模擬血の展示等を行った）＜参考 2＞
エ 企業等への献血推進対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで献血活動に参加していない 19 の企業等に対し献血への協力を依頼した
オ 複数回献血者対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・献血実施前にラブラッド登録会の開催、ラブラッドによる献血予約が可能なることを周知し、ラブラッドの登録増加を図った（R8. 1 月末 96,077 人（R6 年度比 +11,065 人） ・高等学校献血で事前会員登録・プレ会員登録をしてもらい、事前予約・web 問診を推進し、46 校で事前予約実施、内 9 校で登録予約会を実施した
カ 献血推進のための啓発、広報等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・7月の愛の血液助け合い運動及び1～2月のはたちの献血キャンペーン運動の時期に、県内7会場において各キャンペーン献血会場で献血実施時、啓発活動も兼ねて実施した。また、はたちの献血キャンペーンに合わせテレビ・ラジオ等のマスメディアを活用したCMを展開した ・若年層に対しては、県公式しずおかメディアチャンネルで学生特派員による献血ルールの紹介やインフルエンサーによる献血ルームの紹介動画を作成、タイアップ投稿及びSNS 広告を実施した＜参考 3＞ ・東レアローズと連携した献血啓発活動を実施した＜参考 4＞
キ 静岡県献血推進大会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・7月30日にグランシップにおいて開催した＜参考 5＞ 厚生労働大臣表彰状・感謝状の伝達（計 11 団体） 知事褒賞の贈呈（9 団体） 日本赤十字社有功章の伝達（30 団体） 日本赤十字社静岡県支部長感謝状贈呈（30 団体）
ク 静岡県献血推進協議会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 8 年度の献血推進計画等について協議（令和 8 年 3 月 12 日）
ケ 職場における献血の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・県庁舎や市町庁舎において積極的に移動採血車を受入れ、職員に対し庁内掲示板や全館放送で積極的な献血協力を呼び掛けた
コ 採血所の環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・献血前の水分補給や、ベッド上での脚部の運動をはじめ、献血後の気分不良を防ぐための事前説明や声かけを強化し、VVR 発生率の低減及び献血者の安全確保に努めた

3 その他

2のほか、次の事項を実施した

- (1) 市町献血担当部署との連携による献血実施企業の確保
- (2) 献血受入れ計画の策定による計画的な献血者の確保
- (3) 血液検査による健康管理サービスの充実
- (4) 検査目的の献血の防止のための広報活動
- (5) 献血における問診の徹底による安全性の確保
- (6) 献血者の意思を尊重した採血種類の決定
- (7) 血液センター、県における血液製剤の在庫水準の常時把握
- (8) 災害時等における献血の確保のための体制整備
- (9) 献血推進施策の進捗状況等に関する随時確認、評価・調整

<参考1>アボちゃんサポーターによるSNSでの配信



♡ 88 💬 ↻ 📌 2

shimizu_w_h 【アボちゃんサポーター&献血】

11月12日、校内献血が行われました。

10月31日の朝、アボちゃんサポーター達が啓発活動を行ってくれたおかげで、当日は39人の受付がありました💖血液センターの方にも喜んで頂けました！🎉

#献血 #清水西高校 #アボちゃんサポーター 閉じる

2025年11月16日



<参考2>メディメッセージ 2025の様子



<参考3> 県公式 しずおかメディアチャンネル～学生特派員～



<参考4> 東レアローズと連携した献血啓発活動



<参考5> 静岡県献血推進大会での特別講演の様子



令和 8 年度静岡県献血推進計画（案）について（概要）

1 位置付け

「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」により、毎年度、都道府県が定め、公表するよう努めることとされた法定計画である。

静岡県献血推進協議会において承認を得て、県公報等にて公表し、国へ報告する。

<根拠条文>

第 10 条 第 5 項	都道府県は、(国が定める) <u>基本方針及び(国の) 献血推進計画に基づき、採血事業者による献血の受入れが円滑に実施されるよう、毎年度、翌年度の当該都道府県における献血の推進に関する計画を定めるものとする。</u>
第 10 条 第 6 項	都道府県は、都道府県献血推進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、厚生労働大臣に提出するものとする。

2 主な内容

(1) 献血者確保目標人数の変更

⑧143,000 人 ← ⑦141,000 人 (2,000 人増)

(全国の血漿分画製剤の需要見込みが増加し、本県の原料血漿確保割当量も増加したため)

(2) 目標量を確保するために必要な措置

令和 7 年度の計画を踏襲し、以下について、新たな取組内容とする。

項目	R8 新規取組
若年層対策 (献血セミナーの推進)	○セミナーコンテンツの充実 ・看護師による献血時の不安解消 ・ラブラッド事前登録会の実施 ・ショート動画の活用
幼少期の子供とその親を対象とした普及啓発対策	○親子での献血へのふれあいの場の提供 ・夏休みを利用した血液センター・献血ルームの親子社会科見学会の開催
複数回献血者対策	○初回献血者への継続的な献血協力の実施 ・一定期間内に 2 回目の献血協力者への特典付与 ※初回献血者に対して、重点的に継続的な献血協力の呼びかけ (国の計画変更)

<参考>

1 献血により確保すべき血液量

		血液量	
区 分		R8	R7
全血献血		36,289 L	35,989 L
成分 献血	血小板	5,793 L	5,326 L
	血 漿	16,988 L	16,482 L
	小 計	22,781 L	21,808 L
合 計		59,070 L	57,797 L

2 献血者確保目標人数

献血の種類	R8※		R7	
	血液確保目標量	献血者確保目標人数	血液確保目標量	献血者確保目標人数
200mL 献血	329 L	3,500 人	293 L	3,300 人
400mL 献血	35,960 L	97,500 人	35,696 L	96,900 人
成分献血	22,781 L	42,000 人	21,808 L	40,800 人
合 計	59,070 L	143,000 人	57,797 L	141,000 人

※R6の医療機関の発注実績を東海北陸ブロック全体で算出し、各県の割当率で算出
 ※将来の献血基盤となる高校生の200mL献血は、継続して推進し、200mL献血の半数を占める20～60歳の献血者は、400mL献血・成分献血への移行を促す。

<200mLの献血者数>

年齢層 年度	16～19歳		20～69歳		計	
	人数 (人)	比率 (%)	人数 (人)	比率 (%)	人数 (人)	比率 (%)
R6	2,705	51	2,561	49	5,266	100
R5	2,501	48	2,708	52	5,209	100
R4	2,460	50	2,455	50	4,915	100
R3	2,240	55	1,815	45	4,055	100
R2	2,030	52	1,870	48	3,900	100

計画の概要

(1) 献血により確保すべき血液量、献血者確保目標人数

令和8年度に全国で必要となる血液量

- ① 輸血用血液製剤の需要見込
- ② 血漿分画製剤用原料血漿の必要量

↓ 東海北陸ブロック7県の広域的な需給管理体制による本県への割当

令和8年度に献血により確保すべき血液量

59,070 L

↓ 必要血液量を確保するための人数を設定

令和8年度の献血者確保目標人数

143,000 人

(2) 目標量を確保するために必要な措置（重点取組を下線）

ア 新型コロナウイルス感染症を含む新興・再興感染症対策の実施

- ・ 環境の整備
- ・ 献血予約の推進
- ・ 対策の周知及び協力依頼

イ 若年層対策の実施

- ・ 「アボちゃんサポーター」事業の実施
- ・ 大学生等献血ボランティアの育成及び活動の支援
- ・ 献血セミナーの推進
- ・ 献血未実施校に対する戸別訪問の実施
- ・ 高校生及び10歳代への2回目以降の献血協力の推進
- ・ 小学生、中学生を対象とした対策

ウ 幼少期の子供とその親を対象とした普及啓発対策

エ 企業等への献血推進対策の実施

オ 複数回献血者対策の実施

カ 献血推進のための啓発、広報等の実施

- ・ 広報の実施
- ・ 献血推進活動の実施
- ・ パンフレット等による啓発

キ 静岡県献血推進大会の開催

ク 静岡県献血推進協議会の開催

ケ 職場における献血の推進

コ 採血所の環境整備

- ・ 献血者が安心して献血できる環境の整備
- ・ 献血者の利便性の向上

(3) その他献血の推進に関する重要事項

ア 市町献血担当部署との連携

イ 献血受入れ計画の策定

ウ 血液検査による健康管理サービスの充実

エ 検査目的の献血の防止

オ 献血における問診の徹底

カ 献血者の意思を尊重した採血の実施

キ 血液製剤の在庫水準の常時把握と不足時の的確な対応

ク 災害時等における献血の確保

ケ 献血推進施策の進捗状況等に関する確認と評価

令和 8 年度静岡県献血推進計画

静 岡 県

令和8年度静岡県献血推進計画

第1 はじめに

本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）第10条第5項の規定に基づき定める令和8年度の献血の推進に関する計画であり、同法第9条第1項に規定された血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（平成31年厚生労働省告示第49号）等に基づくものです。

第2 令和8年度に献血により確保すべき血液の目標量

1 献血により確保すべき血液量

本県において、令和8年度に必要と見込まれる輸血用血液製剤の量は、赤血球製剤14,032リットル、血漿製剤6,336リットル、血小板製剤4,175リットルです。

東海北陸ブロック7県では、広域的な需給管理のもと必要な血液（血漿分画製剤の原料となる血漿を含む）を確保することとしており、本県においては、令和8年度は、全血採血により36,289リットル及び成分採血により22,781リットル（血小板採血5,793リットル及び血漿採血16,988リットル）の計59,070リットルの血液を献血により確保する必要があります。

区分	全血献血	成分献血			合計
		血小板成分献血	血漿成分献血	小計	
血液量	36,289L	5,793L	16,988L	22,781L	59,070L

2 献血者確保目標人数

59,070リットルの血液量を確保するための、献血者確保目標人数を143,000人とします。（令和7年度より2,000人増加）

(1) 献血の種類別

献血の種類	血液確保目標量	献血者確保目標人数
200mL 献血	329L	3,500人
400mL 献血	35,960L	97,500人
成分献血	22,781L	42,000人
計	59,070L	143,000人

(2) 地域別

地 域	献血可能人口 (16～69 歳 人口 R6. 10. 1)	確保目標人数	対献血可能 人口比
東 部	692, 137 人	48, 135 人	7. 0%
中 部	688, 321 人	47, 020 人	6. 8%
西 部	810, 148 人	47, 845 人	5. 9%
計	2, 190, 606 人	143, 000 人	6. 4%

※将来の献血基盤となる高校生の200mL献血は、継続して推進し、200mL献血の半数を占める20～60歳の献血者について、400mL献血・成分献血への移行を促します。

(3) 市町別

別表のとおり

第3 目標量を確保するために必要な措置

第2に掲げる目標量を確保し、また、将来にわたり献血者を確保するために、県、市町及び採血事業者などの関係機関が密接な連携のもと次の事項を実施し、県民の献血への理解と協力を図ります。

特に、今後、輸血用血液製剤の需要は、輸血用血液製剤を多く使用する高齢者が増加するものの医療技術の進歩等により、僅かに減少傾向が見込まれていますが、免疫グロブリン製剤等の血漿分画製剤の需要は、増加傾向にあります。今後の人口動態を考慮すると献血可能人口の減少が推定されていることから、将来にわたり献血者を確保するため、若年層を中心とした対策を実施します。

1 新興・再興感染症対策の実施

採血事業者は、新型コロナウイルス感染症に端を発した新しい生活様式への変化に対応するため、引き続き安心・安全な献血環境の保持と献血者の感染防止を図るとともに、安定的な献血血液の確保に資するため、献血Web会員サービス「ラブラッド」による献血予約を推進します。

加えて、より広い世代へ献血の重要性を発信するためSNS等を活用した啓発や広報をおこない、採血事業者は県及び市町と連携して献血への協力を呼び掛けます。

2 若年層対策の実施

(1) 「アボちゃんサポーター」事業の実施

県は、高校生の献血ボランティアを「アボちゃんサポーター」として委嘱し、地域、学域等における献血広報や啓発活動への参画を通じ、将来の献血

を支える若年層の献血意識の高揚を図ります。

(2) 大学生等献血ボランティアの育成及び活動の支援

県及び採血事業者は、大学等（大学や専門学校）の協力を得て、献血推進活動の担い手となる大学生等献血ボランティアを育成し、主に若年層を対象に行う献血推進キャンペーン等の啓発活動を支援します。

(3) 献血セミナーの推進

県及び採血事業者は、若年層へ献血の意義や血液製剤について分かりやすく説明する「献血セミナー」を大学等や高等学校に取り入れてもらえるよう、オンラインでの実施や映像資料等の提供を含め積極的に情報提供し、献血に関する正しい知識の普及啓発と協力の確保を図ります。

また、「献血セミナー」等をきっかけとして献血に関心を持った献血未経験者等に、「ラブラッド」への登録を働き掛けます。

(4) 献血未実施校に対する戸別訪問の実施

県及び採血事業者は、学内献血を実施していない大学等（特に専門学校）や高等学校を個々に訪問し、前項の「献血セミナー」を積極的に活用してもらえるよう情報提供を行うとともに、学内献血の実施に向けた働き掛けを行い、学内献血を実施する大学等及び高等学校数の増加に努めます。

(5) 高校生及び10歳代への2回目以降の献血協力の推進

採血事業者は、過去に献血を行ったことのある高校生や10歳代に対し、献血への協力を積極的に呼び掛け、複数回の献血経験を持つ若年層の増加に努めます。

(6) 小学生、中学生を対象とした対策

将来の献血協力に向けた啓発のため、採血事業者は、県や献血推進団体等と協力し、小学生や中学生に対して献血会場及び血液センター等において体験学習を積極的に実施します。

3 幼少期の子供とその親を対象とした普及啓発対策

次世代の献血者の育成に向けて、親から子へ献血や血液製剤について伝えることが重要です。このため、採血事業者は、親子で一緒に献血に触れ合えるよう、献血会場及び血液センター等を利用した啓発を行います。

4 企業等への献血推進対策の実施

県及び採血事業者は、献血に協力する企業や団体に対し、献血への一層の理解と協力を求めるため、定期的に献血に関する情報等を提供するとともに、献血サポーター制度（献血活動に参加・協賛する企業にロゴマークを発行する制度）の周知を図り、参加企業・団体の増加に努めます。

企業や団体に対し、献血者の現状を説明し理解を求め、特に、若年層及び

30～40 歳代の献血促進について協力を求めます。

また、これまで献血活動に参加していない企業や団体に対し、献血への協力を呼び掛けるなど、積極的な献血推進活動を行います。

5 複数回献血者対策の実施

採血事業者は、同一献血者から年間複数回にわたり献血への協力を得ることは、必要血液量を安定的かつ効率的に確保するだけでなく、血液製剤の安全性確保の観点でも重要であることを広く周知します。

さらに、事前予約・事前WEB問診もできる「ラブラッド」への登録を献血会場等で推進し、複数回献血協力を積極的に呼び掛けます。

県は、各種広報媒体を活用して「ラブラッド」への登録を呼び掛け、献血者の安定的な確保に努めます。

また、採血事業者は、特に初回献血者に対して、重点的に継続的な献血への協力を呼びかけるとともに、若年層に対して「2 若年層対策の実施」等に定める取組を通じて、複数回献血の推進を図り、数年間献血をしていない若年層及び30～40 歳代の献血経験者に対し、積極的に献血への協力を呼び掛けます。

6 献血推進のための啓発、広報等の実施

(1) 広報の実施

県及び採血事業者は、「愛の血液助け合い運動」月間（7月）及び「はたちの献血」キャンペーン期間（1～2月）を中心にラジオ、広報紙、インターネット、ポスター等の各種広報手段を効果的に活用し、献血や血液製剤に関する理解を深めるための普及啓発、献血への協力を呼び掛けます。特に若年層に対しては、SNS等のソーシャルメディアを活用します。併せて県は、市町に住民向けの啓発、広報の実施を呼び掛けます。

また、県は、献血者が減少するおそれのある場合には、各種広報手段を活用し、県民に献血への協力を呼び掛けます。

(2) 献血推進活動の実施

県及び採血事業者は、「愛の血液助け合い運動」月間及び「はたちの献血」キャンペーン期間のほか、血液の供給状況や献血者の確保状況に応じて献血推進キャンペーンを実施し、各市町や関係機関の協力を得て、アボちゃんサポーターや大学生等献血ボランティアを活用して、地域住民への献血啓発活動を行います。

なお、採血事業者は、県、市町等の協力を得て、普及啓発資材を活用し、近年需要が増大している血漿分画製剤について、献血から得られた血液を原料とすることや、多くの疾患の治療に欠かすことができないことなどを周知します。

(3) パンフレット等による啓発

県は、啓発用のパンフレット「献血インフォメーション」を作成し、献血キャンペーンや各種イベント等で配布するほか、本県の血液事業に関する冊子「血液事業の現状」を発行し、広く県民に対し、献血に関する情報の提供に努めます。

また、採血事業者も独自に作成したパンフレット等を活用して、献血についての啓発に努めます。

7 静岡県献血推進大会の開催

県及び採血事業者は、「愛の血液助け合い運動」月間行事の一つとして「静岡県献血推進大会」を開催し、県民に献血推進への一層の協力を呼び掛けるとともに、日頃献血推進に積極的に協力し、貢献した個人や団体に知事褒賞等の贈呈を行います。

また、高校生が大会に関わる機会を設けることで若年層への献血意識の普及を図ります。

8 静岡県献血推進協議会の開催

県は、献血に対する県民の理解と協力の下に、献血思想の普及と献血者の組織化を図り、献血制度の適正な運営を推進するため、献血協力団体等の代表者21人の委員で構成する静岡県献血推進協議会を開催します。

協議会では、県献血推進計画の策定のほか、献血に関する各種施策等について協議します。

9 職場における献血の推進

県及び市町は、県庁、市役所及び町役場等の公共施設を会場とした移動採血車による献血を定期的に実施するなど、献血に積極的に協力します。

また、他の官公庁、企業、医療関係団体等に、ボランティア活動である献血への協力を呼び掛けるとともに、献血のための休暇取得を容易にするなど、献血しやすい職場づくりへの配慮を呼びかけます。

10 採血所の環境整備

(1) 献血者が安心して献血できる環境の整備

採血事業者は、献血の受入れに当たっては献血申込者に不快の念を与えないよう、丁寧な対応をすることに特に留意し、献血ができなかった方に対しては、その理由について分かりやすく説明するなど、その後の献血推進への協力を繋がるよう配慮します。

また、献血者の要望を把握し、採血後の休憩スペースを十分に確保する等、

献血受入体制の改善に努めます。

さらに、子育て中においても安心して献血できるよう、託児等に関する環境の整備に努めます。

加えて、初回献血者が抱えている不安等を払拭することはもとより、採血の度ごとに、採血の手順や採血後に十分な休憩をとる必要性、気分が悪くなった場合の対処方法等について、映像やリーフレット等を活用した事前説明を十分に行い、献血者の安全確保を図ります。

なお、献血者の個人情報と保護するとともに、献血による健康被害に対する補償のための措置を実施します。

(2) 献血者の利便性の向上

採血事業者は、ライフスタイルの多様化に対応するための取組として、地域の実情に応じて、移動採血車による計画的な採血や、企業・団体等の意向を踏まえた集団献血の実施による献血機会の提供に努めます。

また、採血事業者は、移動採血車による献血を含め、「ラブラッド」や電話による事前予約を積極的に推進し、待ち時間の解消を図るなど、献血者の利便性の向上に努めます。

第4 その他献血の推進に関する重要事項

1 市町献血担当部署との連携

県及び採血事業者は、市町における献血場所及び献血者の確保等、献血推進の施策が円滑に行われるようにするため、市町献血担当部署との連絡調整等、連携に努めます。

2 献血受入れ計画の策定

県は、市町及び採血事業者と連携して、各市町における献血の年間計画を策定し、効率的な献血の実施に努めます。

3 血液検査による健康管理サービスの充実

採血事業者は、採血に際して献血者の健康管理に資する検査を行い、献血者の希望を確認してその結果を通知します。

また、低色素により献血ができなかった献血申込者に対して、栄養士等による健康相談を実施し、献血者の健康管理をサポートします。

4 検査目的の献血の防止

県及び採血事業者は、H I V等感染症の検査を目的とした献血が行われていることが指摘されていることを踏まえ、安全な血液製剤を確保するため、関

係機関と協力して、検査目的での献血防止のための啓発に努めます。

5 献血における問診の徹底

採血事業者は、献血者の安全と、輸血を受ける人の安全の両方を守るため、献血における本人確認や問診を徹底し、血液製剤の安全性の確保に努めます。

また、県及び採血事業者は、本人確認や問診の重要性についての啓発に努めます。

6 献血者の意思を尊重した採血の実施

採血事業者は、初回献血者や献血に不安がある方に対しては、採血区分には200ミリリットル全血採血、400ミリリットル全血採血又は成分採血があること、採血基準を満たしていればいずれの採血でも安全であることを十分に説明し、献血者の意思を可能な限り尊重したうえで、採血区分を決定します。

なお、将来の献血基盤の確保という観点においては、若年層における献血体験が非常に重要であることから、県及び採血事業者は、高校生等の献血において、400ミリリットル全血献血に不安がある場合には200ミリリットル全血献血を推進するなど、出来る限り献血を経験してもらうよう努めます。

7 血液製剤の在庫水準の常時把握と不足時の的確な対応

県及び採血事業者は、血液製剤の不足等による危機的な状況を未然に回避するため、特に有効期間の短い血小板製剤と赤血球製剤の在庫水準を常時把握し、在庫が不足する場合又は不足が予測される場合には、連携して広報等を行い、献血者を確保して緊急時に対応します。

8 災害時等における献血の確保

県及び採血事業者は、災害時等において医療需要に応じた必要な血液量を確保できるよう、市町等と連携して、様々な広報手段を用いて、需要に見合った献血の確保を行います。その際、採血事業者は、被害状況等の情報収集を行ったうえで、献血の受入れの可否について判断するなど、献血者の安全に十分に配慮します。

採血事業者は、複数の通信手段の確保や移動採血車等の燃料の確保等を含む広域的な需給調整等の手順を定めることにより、災害時等における献血受入体制を構築し、県及び市町は、採血事業者の取組を支援します。

なお、県及び市町は、静岡県医療救護計画に基づき災害時等に輸血用血液製剤が医療現場に円滑に供給されるよう、定期的に採血事業者と連携した防災訓練を実施します。

9 献血推進施策の進捗状況等に関する確認と評価

県は、献血推進のための施策の進捗状況、採血事業者による献血の受入れ実績について確認し、その評価を行うことにより、次年度の献血推進計画等の作成に当たり参考とするとともに、必要に応じ、献血推進のための施策の見直しを行います。

令和8年度市町別献血者確保目標

東部地区

別表(1/3)

市町名	夜間人口 (R2.10.1)	昼間人口 (R2.10.1)	16～69歳人口 (R6.10.1)	献血者確保目標人数(採血計画本数)					計画日数		夜間人口比 (%)	昼間人口比 (%)	16～69歳 人口比(%)
				200mL献血	400mL献血	成分献血	計	単位換算※	採血車	オープン			
下田市	20,183	20,917	10,291	15	255	0	270	525	5	0	1.3%	1.3%	2.6%
東伊豆町	11,488	11,159	5,673	2	100	0	102	202	2	0	0.9%	0.9%	1.6%
河津町	6,870	6,485	3,380	2	80	0	82	162	2	0	1.2%	1.3%	2.4%
南伊豆町	7,877	7,500	3,550	2	90	0	92	182	2	0	1.2%	1.2%	2.6%
松崎町	6,038	5,675	2,719	2	65	0	67	132	2	0	1.1%	1.2%	2.5%
西伊豆町	7,090	7,000	3,034	2	80	0	82	162	2	0	1.2%	1.2%	2.7%
熱海市	34,208	37,413	16,346	5	300	0	305	605	6	0	0.9%	0.8%	1.9%
伊東市	65,491	63,019	33,303	15	530	0	545	1,075	11	0	0.8%	0.9%	1.6%
伊豆市	28,190	26,940	14,598	10	255	0	265	520	5	0	0.9%	1.0%	1.8%
伊豆の国市	46,804	44,990	26,628	15	860	0	875	1,735	17	0	1.9%	1.9%	3.3%
三島市	107,783	103,237	64,351	60	1,600	0	1,660	3,260	32	0	1.5%	1.5%	2.6%
函南町	36,794	29,640	21,401	10	255	0	265	520	6	0	0.7%	0.9%	1.2%
沼津市	189,386	204,356	112,854	140	3,450	0	3,590	7,040	66	0	1.9%	1.8%	3.2%
裾野市	50,911	52,141	30,659	25	1,240	0	1,265	2,505	25	0	2.5%	2.4%	4.1%
清水町	31,710	30,482	20,242	380	8,235	14,190	22,805	87,800	4	364	71.9%	74.8%	112.7%
(採血車)				10	195	0	205	400	4	0			
(ルーム)				370	8,040	14,190	22,600	87,400		364			
長泉町	43,336	40,942	28,373	5	590	0	595	1,185	11	0	1.4%	1.5%	2.1%
御殿場市	86,614	86,611	53,565	90	2,380	0	2,470	4,850	54	0	2.9%	2.9%	4.6%
小山町	18,568	19,420	11,027	20	1,060	0	1,080	2,140	20	0	5.8%	5.6%	9.8%
富士市	245,392	242,701	152,494	240	6,390	0	6,630	13,020	146	0	2.7%	2.7%	4.3%
富士宮市	128,105	122,282	77,649	155	4,935	0	5,090	10,025	92	0	4.0%	4.2%	6.6%
東部合計	1,172,838	1,162,910	692,137	1,195	32,750	14,190	48,135	137,645	510	364	4.1%	4.1%	7.0%
県合計	3,633,202	3,625,491	2,190,606	3,500	97,500	42,000	143,000	408,500	1,544	1,092	3.9%	3.9%	6.5%

※単位換算は、採血計画本数の200mL献血を1単位、400mL献血を2単位、成分献血を5単位として算出しています。

別表(2/3)

令和8年度市町別献血者確保目標

中部地区

市町名	夜間人口 (R2.10.1)	昼間人口 (R2.10.1)	16～69歳人口 (R6.10.1)	献血者確保目標人数(採血計画本数)					計画日数		夜間人口比 人口比(%)	昼間人口比 人口比(%)	16～69歳 人口比(%)
				200mL献血	400mL献血	成分献血	計	単位換算※	採血車	オープン			
静岡市	693,389	713,197	418,004	897	19,692	13,900	34,489	109,781	261	364	5.0%	4.8%	8.3%
(採血車)				597	12,372	0	12,969	25,341	261	0			
(ルーム)				300	7,320	13,900	21,520	84,440		364			
焼津市	136,845	128,682	83,415	57	3,630	0	3,687	7,317	71	0	2.7%	2.9%	4.4%
藤枝市	141,342	130,492	83,992	97	3,494	0	3,591	7,085	68	0	2.5%	2.8%	4.3%
島田市	95,719	88,727	56,244	18	2,784	0	2,802	5,586	54	0	2.9%	3.2%	5.0%
川根本町	6,206	6,061	2,708	14	94	0	108	202	3	0	1.7%	1.8%	4.0%
吉田町	28,919	30,423	18,784	15	1,023	0	1,038	2,061	24	0	3.6%	3.4%	5.5%
牧之原市	43,502	49,988	25,174	22	1,283	0	1,305	2,588	30	0	3.0%	2.6%	5.2%
中部合計	1,145,922	1,147,570	688,321	1,120	32,000	13,900	47,020	134,620	511	364	4.1%	4.1%	6.8%
県合計	3,633,202	3,625,491	2,190,606	3,500	97,500	42,000	143,000	408,500	1,544	1,092	3.9%	3.9%	6.5%

※単位換算は、採血計画本数の200mL献血を1単位、400mL献血を2単位、成分献血を5単位として算出しています。

別表(3/3)

令和8年度市町別献血者確保目標

西部地区

市町名	夜間人口 (R2.10.1)	昼間人口 (R2.10.1)	16～69歳人口 (R6.10.1)	献血者確保目標人数(採血計画本数)					計画日数		夜間人口比 人口比(%)	昼間人口比 人口比(%)	16～69歳 人口比(%)
				200mL献血	400mL献血	成分献血	計	単位換算※	採血車	オープン			
掛川市	114,954	115,361	71,032	60	2,350	0	2,410	4,760	55	0	2.1%	2.1%	3.4%
菊川市	47,789	45,103	29,482	30	1,050	0	1,080	2,130	23	0	2.3%	2.4%	3.7%
御前崎市	31,103	30,129	17,895	20	1,050	0	1,070	2,120	22	0	3.4%	3.6%	6.0%
袋井市	87,864	86,696	56,683	80	2,000	0	2,080	4,080	43	0	2.4%	2.4%	3.7%
磐田市	166,672	171,086	101,032	120	4,350	0	4,470	8,820	90	0	2.7%	2.6%	4.4%
森町	17,457	17,691	9,792	20	350	0	370	720	8	0	2.1%	2.1%	3.8%
浜松市	790,718	783,766	487,793	835	20,570	13,910	35,315	111,525	259	364	4.5%	4.5%	7.2%
(採血車)				540	13,350	0	13,890	27,240	259	0			
(ルーム)				295	7,220	13,910	21,425	84,285		364			
湖西市	57,885	65,179	36,439	20	1,030	0	1,050	2,080	23	0	1.8%	1.6%	2.9%
西部合計	1,314,442	1,315,011	810,148	1,185	32,750	13,910	47,845	136,235	523	364	3.6%	3.6%	5.9%
県合計	3,633,202	3,625,491	2,190,606	3,500	96,500	42,000	143,000	408,500	1,544	1,092	3.9%	3.9%	6.5%

※単位換算は、採血計画本数の200mL献血を1単位、400mL献血を2単位、成分献血を5単位として算出しています。

献血推進計画新旧対照表

新（令和7年度計画 案）					旧（令和6年度計画）						
令和8年度 静岡県献血推進計画					令和7年度 静岡県献血推進計画						
第1 はじめに					第1 はじめに						
<p>本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）第10条第5項の規定に基づき定める令和8年度の献血の推進に関する計画であり、同法第9条第1項に規定された血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（平成31年厚生労働省告示第49号）等に基づくものです。</p>					<p>本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）第10条第5項の規定に基づき定める令和7年度の献血の推進に関する計画であり、同法第9条第1項に規定された血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（平成31年厚生労働省告示第49号）等に基づくものです。</p>						
第2 令和8年度に献血により確保すべき血液の目標量					第2 令和7年度に献血により確保すべき血液の目標量						
1 献血により確保すべき血液量					1 献血により確保すべき血液量						
<p>本県において、令和8年度に必要と見込まれる輸血用血液製剤の量は、赤血球製剤 <u>14,032</u> リットル、血漿製剤 <u>6,336</u> リットル、血小板製剤 <u>4,175</u> リットルです。</p> <p>東海北陸ブロック7県では、広域的な需給管理のもと必要な血液（血漿分画製剤の原料となる血漿を含む）を確保することとしており、本県においては、令和8年度は、全血採血により <u>36,289</u> リットル及び成分採血により <u>22,781</u> リットル（血小板採血 <u>5,793</u> リットル及び血漿採血 <u>16,988</u> リットル）の計 <u>59,070</u> リットルの血液を献血により確保する必要があります。</p>					<p>本県において、令和7年度に必要と見込まれる輸血用血液製剤の量は、赤血球製剤 <u>14,144</u> リットル、血漿製剤 <u>6,031</u> リットル、血小板製剤 <u>4,410</u> リットルです。</p> <p>東海北陸ブロック7県では、広域的な需給管理のもと必要な血液（血漿分画製剤の原料となる血漿を含む）を確保することとしており、本県においては、令和7年度は、全血採血により <u>35,989</u> リットル及び成分採血により <u>21,808</u> リットル（血小板採血 <u>5,326</u> リットル及び血漿採血 <u>16,482</u> リットル）の計 <u>57,797</u> リットルの血液を献血により確保する必要があります。</p>						
区分	全血献血	成分献血			合 計	区分	全血献血	成分献血			合 計
		血小板成分献血	血漿成分献血	小 計			血小板成分献血	血漿成分献血	小 計		
血液量	<u>36,289</u> L	<u>5,793</u> L	<u>16,988</u> L	<u>22,781</u> L	<u>59,070</u> L	血液量	<u>35,989</u> L	<u>5,326</u> L	<u>16,482</u> L	<u>21,808</u> L	<u>57,797</u> L

献血推進計画新旧対照表

新（令和7年度計画 案）	旧（令和6年度計画）																																																																						
<p>2 献血者確保目標人数</p> <p><u>59,070</u>リットルの血液量を確保するための、献血者確保目標を<u>143,000</u>人とします。<u>（令和7年度より2,000人増加）</u></p> <p>(1) 献血の種類別</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>献血の種類</th> <th>血液確保目標量</th> <th>献血者確保目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200m L 献血</td> <td><u>329</u>L</td> <td><u>3,500</u>人</td> </tr> <tr> <td>400m L 献血</td> <td><u>35,960</u>L</td> <td><u>97,500</u>人</td> </tr> <tr> <td>成分献血</td> <td><u>22,781</u>L</td> <td><u>42,000</u>人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td><u>59,070</u>L</td> <td><u>143,000</u>人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 地域別</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>献血可能人口 (16～69歳人口 R6.10.1)</th> <th>目標人数</th> <th>対献血可能 人口比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東 部</td> <td>692,137人</td> <td><u>48,135</u>人</td> <td><u>7.0</u>%</td> </tr> <tr> <td>中 部</td> <td>688,321人</td> <td><u>47,020</u>人</td> <td><u>6.8</u>%</td> </tr> <tr> <td>西 部</td> <td>810,148人</td> <td><u>47,845</u>人</td> <td><u>5.9</u>%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,190,606人</td> <td><u>141,300</u>人</td> <td><u>6.4</u>%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※将来の献血基盤となる高校生の200mL献血は、継続して推進し、200mL献血の半数を占める20～60歳の献血者について、400mL献血・成分献血への移行を促します。</p> <p>(3) 市町別 別表のとおり</p>	献血の種類	血液確保目標量	献血者確保目標	200m L 献血	<u>329</u> L	<u>3,500</u> 人	400m L 献血	<u>35,960</u> L	<u>97,500</u> 人	成分献血	<u>22,781</u> L	<u>42,000</u> 人	計	<u>59,070</u> L	<u>143,000</u> 人	地域	献血可能人口 (16～69歳人口 R6.10.1)	目標人数	対献血可能 人口比	東 部	692,137人	<u>48,135</u> 人	<u>7.0</u> %	中 部	688,321人	<u>47,020</u> 人	<u>6.8</u> %	西 部	810,148人	<u>47,845</u> 人	<u>5.9</u> %	計	2,190,606人	<u>141,300</u> 人	<u>6.4</u> %	<p>2 献血者確保目標人数</p> <p><u>57,797</u>リットルの血液量を確保するための、献血者確保目標を<u>141,000</u>人とします。<u>（令和6年度より400人減少）</u></p> <p>(1) 献血の種類別</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>献血の種類</th> <th>血液確保目標量</th> <th>献血者確保目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200m L 献血</td> <td><u>293</u>L</td> <td><u>3,300</u>人</td> </tr> <tr> <td>400m L 献血</td> <td><u>35,696</u>L</td> <td><u>96,900</u>人</td> </tr> <tr> <td>成分献血</td> <td><u>21,808</u>L</td> <td><u>40,800</u>人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td><u>57,797</u>L</td> <td><u>141,000</u>人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 地域別</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>献血可能人口 (16～69歳人口 R6.10.1)</th> <th>目標人数</th> <th>対献血可能 人口比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東 部</td> <td>692,137人</td> <td><u>46,960</u>人</td> <td><u>6.8</u>%</td> </tr> <tr> <td>中 部</td> <td>688,321人</td> <td><u>46,820</u>人</td> <td><u>6.8</u>%</td> </tr> <tr> <td>西 部</td> <td>810,148人</td> <td><u>47,220</u>人</td> <td><u>5.8</u>%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,190,606人</td> <td><u>141,000</u>人</td> <td><u>6.4</u>%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※将来の献血基盤となる高校生の200mL献血は、継続して推進し、200mL献血の半数を占める20～60歳の献血者について、400mL献血・成分献血への移行を促します。</p> <p>(3) 市町別 別表のとおり</p>	献血の種類	血液確保目標量	献血者確保目標	200m L 献血	<u>293</u> L	<u>3,300</u> 人	400m L 献血	<u>35,696</u> L	<u>96,900</u> 人	成分献血	<u>21,808</u> L	<u>40,800</u> 人	計	<u>57,797</u> L	<u>141,000</u> 人	地域	献血可能人口 (16～69歳人口 R6.10.1)	目標人数	対献血可能 人口比	東 部	692,137人	<u>46,960</u> 人	<u>6.8</u> %	中 部	688,321人	<u>46,820</u> 人	<u>6.8</u> %	西 部	810,148人	<u>47,220</u> 人	<u>5.8</u> %	計	2,190,606人	<u>141,000</u> 人	<u>6.4</u> %
献血の種類	血液確保目標量	献血者確保目標																																																																					
200m L 献血	<u>329</u> L	<u>3,500</u> 人																																																																					
400m L 献血	<u>35,960</u> L	<u>97,500</u> 人																																																																					
成分献血	<u>22,781</u> L	<u>42,000</u> 人																																																																					
計	<u>59,070</u> L	<u>143,000</u> 人																																																																					
地域	献血可能人口 (16～69歳人口 R6.10.1)	目標人数	対献血可能 人口比																																																																				
東 部	692,137人	<u>48,135</u> 人	<u>7.0</u> %																																																																				
中 部	688,321人	<u>47,020</u> 人	<u>6.8</u> %																																																																				
西 部	810,148人	<u>47,845</u> 人	<u>5.9</u> %																																																																				
計	2,190,606人	<u>141,300</u> 人	<u>6.4</u> %																																																																				
献血の種類	血液確保目標量	献血者確保目標																																																																					
200m L 献血	<u>293</u> L	<u>3,300</u> 人																																																																					
400m L 献血	<u>35,696</u> L	<u>96,900</u> 人																																																																					
成分献血	<u>21,808</u> L	<u>40,800</u> 人																																																																					
計	<u>57,797</u> L	<u>141,000</u> 人																																																																					
地域	献血可能人口 (16～69歳人口 R6.10.1)	目標人数	対献血可能 人口比																																																																				
東 部	692,137人	<u>46,960</u> 人	<u>6.8</u> %																																																																				
中 部	688,321人	<u>46,820</u> 人	<u>6.8</u> %																																																																				
西 部	810,148人	<u>47,220</u> 人	<u>5.8</u> %																																																																				
計	2,190,606人	<u>141,000</u> 人	<u>6.4</u> %																																																																				

献血推進計画新旧対照表

新（令和7年度計画 案）	旧（令和6年度計画）
<p>第3 目標量を確保するために必要な措置</p> <p>第2に掲げる目標量を確保し、また、将来にわたり献血者を確保するために、県、市町及び採血事業者などの関係機関が密接な連携のもと次の事項を実施し、県民の献血への理解と協力を図ります。</p> <p>特に、今後、輸血用血液製剤の需要は、輸血用血液製剤を多く使用する高齢者が増加するものの医療技術の進歩等により、僅かに減少傾向が見込まれていますが、免疫グロブリン製剤等の血漿分画製剤の需要は、増加傾向にあります。今後の人口動態を考慮すると献血可能人口の減少が推定されていることから、将来にわたり献血者を確保するため、若年層を中心とした対策を実施します。</p> <p>1 新興・再興感染症対策の実施</p> <p>採血事業者は、新型コロナウイルス感染症に端を発した新しい生活様式への変化に対応するため、引き続き安心・安全な献血環境の保持と献血者の感染防止を図るとともに、安定的な献血血液の確保に資するため、献血Web会員サービス「ラブラッド」による献血予約を推進します。</p> <p>加えて、より広い世代へ献血の重要性を発信するためSNS等を活用した啓発や広報をおこない、採血事業者は県及び市町と連携して献血への協力を呼び掛けます。</p> <p>2 若年層対策の実施</p> <p>(1) 「アボちゃんサポーター」事業の実施</p> <p>県は、高校生の献血ボランティアを「アボちゃんサポーター」</p>	<p>第3 目標量を確保するために必要な措置</p> <p>第2に掲げる目標量を確保し、また、将来にわたり献血者を確保するために、県、市町及び採血事業者などの関係機関が密接な連携のもと次の事項を実施し、県民の献血への理解と協力を図ります。</p> <p>特に、今後、輸血用血液製剤の需要は、輸血用血液製剤を多く使用する高齢者が増加するものの医療技術の進歩等により、僅かに減少傾向が見込まれていますが、免疫グロブリン製剤等の血漿分画製剤の需要は、増加傾向にあります。今後の人口動態を考慮すると献血可能人口の減少が推定されていることから、将来にわたり献血者を確保するため、若年層を中心とした対策を実施します。</p> <p>1 新興・再興感染症対策の実施</p> <p>採血事業者は、新型コロナウイルス感染症に端を発した新しい生活様式への変化に対応するため、引き続き安心・安全な献血環境の保持と献血者の感染防止を図るとともに、安定的な献血血液の確保に資するため、献血Web会員サービス「ラブラッド」による献血予約を推進します。</p> <p>加えて、より広い世代へ献血の重要性を発信するためSNS等を活用した啓発や広報をおこない、採血事業者は県及び市町と連携して献血への協力を呼び掛けます。</p> <p>2 若年層対策の実施</p> <p>(1) 「アボちゃんサポーター」事業の実施</p> <p>県は、高校生の献血ボランティアを「アボちゃんサポーター」</p>

献血推進計画新旧対照表

新（令和7年度計画 案）	旧（令和6年度計画）
<p>として委嘱し、地域、学域等における献血広報や啓発活動への参画を通じ、将来の献血を支える若年層の献血意識の高揚を図ります。</p> <p>(2) 大学生等献血ボランティアの育成及び活動の支援</p> <p>県及び採血事業者は、大学等（大学や専門学校）の協力を得て、献血推進活動の担い手となる大学生等献血ボランティアを育成し、主に若年層を対象に行う献血推進キャンペーン等の啓発活動を支援します。</p> <p>(3) 献血セミナーの推進</p> <p>県及び採血事業者は、若年層へ献血の意義や血液製剤について分かりやすく説明する「献血セミナー」を大学等や高等学校に取り入れてもらえるよう、オンラインでの実施や映像資料等の提供を含め積極的に情報提供し、献血に関する正しい知識の普及啓発と協力の確保を図ります。</p> <p>また、「献血セミナー」等をきっかけとして献血に関心を持った献血未経験者等に、「ラブラッド」への登録を働き掛けます。</p> <p>(4) 献血未実施校に対する戸別訪問の実施</p> <p>県及び採血事業者は、学内献血を実施していない大学等（特に専門学校）や高等学校を個別に訪問し、前項の「献血セミナー」を積極的に活用してもらえるよう情報提供を行うとともに、学内献血の実施に向けた働き掛けを行い、学内献血を実施する大学等及び高等学校数の増加に努めます。</p> <p>(5) 高校生及び10歳代に対する2回目以降の献血協力の推進</p> <p>採血事業者は、過去に献血を行ったことのある高校生や10歳代に対し、献血への協力を積極的に呼び掛け、複数回の献血経験を持つ若年層の増加に努めます。</p>	<p>として委嘱し、地域、学域等における献血広報や啓発活動への参画を通じ、将来の献血を支える若年層の献血意識の高揚を図ります。</p> <p>(2) 大学生等献血ボランティアの育成及び活動の支援</p> <p>県及び採血事業者は、大学等（大学や専門学校）の協力を得て、献血推進活動の担い手となる大学生等献血ボランティアを育成し、主に若年層を対象に行う献血推進キャンペーン等の啓発活動を支援します。</p> <p>(3) 献血セミナーの推進</p> <p>県及び採血事業者は、若年層へ献血の意義や血液製剤について分かりやすく説明する「献血セミナー」を大学等や高等学校に取り入れてもらえるよう、オンラインでの実施や映像資料等の提供を含め積極的に情報提供し、献血に関する正しい知識の普及啓発と協力の確保を図ります。</p> <p>また、「献血セミナー」等をきっかけとして献血に関心を持った献血未経験者等に、「ラブラッド」への登録を働き掛けます。</p> <p>(4) 献血未実施校に対する戸別訪問の実施</p> <p>県及び採血事業者は、学内献血を実施していない大学等（特に専門学校）や高等学校を個別に訪問し、前項の「献血セミナー」を積極的に活用してもらえるよう情報提供を行うとともに、学内献血の実施に向けた働き掛けを行い、学内献血を実施する大学等及び高等学校数の増加に努めます。</p> <p>(5) 高校生及び10歳代に対する2回目以降の献血協力の推進</p> <p>採血事業者は、過去に献血を行ったことのある高校生や10歳代に対し、献血への協力を積極的に呼び掛け、複数回の献血経験を持つ若年層の増加に努めます。</p>

献血推進計画新旧対照表

新（令和7年度計画 案）	旧（令和6年度計画）
<p>(6) 小学生、中学生を対象とした対策</p> <p>将来の献血協力に向けた啓発のため、採血事業者は、県や献血推進団体等と協力し、小学生や中学生に対して献血会場及び血液センター等において体験学習を積極的に実施します。</p> <p>3 幼少期の子供とその親を対象とした普及啓発対策</p> <p>次世代の献血者の育成に向けて、親から子へ献血や血液製剤について伝えることが重要です。このため、採血事業者は、親子で一緒に献血に触れ合えるよう、献血会場及び血液センター等を利用した啓発を行います。</p> <p>4 企業等への献血推進対策の実施</p> <p>県及び採血事業者は、献血に協力する企業や団体に対し、献血への一層の理解と協力を求めるため、定期的に献血に関する情報等を提供するとともに、献血サポーター制度（献血活動に参加・協賛する企業にロゴマークを発行する制度）の周知を図り、参加企業団体の増加に努めます。</p> <p>企業や団体に対し、献血者の現状を説明し理解を求め、特に、若年層及び30～40歳代の献血促進について協力を求めます。</p> <p>また、これまで献血活動に参加していない企業や団体に対し、献血への協力を呼び掛けるなど、積極的な献血推進活動を行います。</p>	<p>(6) 小学生、中学生を対象とした対策</p> <p>将来の献血協力に向けた啓発のため、採血事業者は、県や献血推進団体等と協力し、小学生や中学生に対して献血会場及び血液センター等において体験学習を積極的に実施します。</p> <p>3 幼少期の子供とその親を対象とした普及啓発対策</p> <p>次世代の献血者の育成に向けて、親から子へ献血や血液製剤について伝えることが重要です。このため、採血事業者は、親子で一緒に献血に触れ合えるよう、献血会場及び血液センター等を利用した啓発を行います。</p> <p>4 企業等への献血推進対策の実施</p> <p>県及び採血事業者は、献血に協力する企業や団体に対し、献血への一層の理解と協力を求めるため、定期的に献血に関する情報等を提供するとともに、献血サポーター制度（献血活動に参加・協賛する企業にロゴマークを発行する制度）の周知を図り、参加企業団体の増加に努めます。</p> <p>企業や団体に対し、献血者の現状を説明し理解を求め、特に、若年層及び30歳代の献血促進について協力を求めます。</p> <p>また、これまで献血活動に参加していない企業や団体に対し、献血への協力を呼び掛けるなど、積極的な献血推進活動を行います。</p>

献血推進計画新旧対照表

新（令和7年度計画 案）	旧（令和6年度計画）
<p>5 複数回献血者対策の実施</p> <p>採血事業者は、同一献血者から年間複数回にわたり献血への協力を得ることは、必要血液量を安定的かつ効率的に確保するだけでなく、血液製剤の安全性確保の観点でも重要であることを広く周知します。</p> <p><u>さらに、事前予約・事前WEB問診もできる</u>「ラブブラッド」への登録を献血会場等で推進し、複数回献血協力を積極的に呼び掛けます。</p> <p>県は、各種広報媒体を活用して、「ラブブラッド」への登録を呼び掛け、献血者の安定的な確保に努めます。</p> <p>また、採血事業者は、<u>特に初回献血者に対して、重点的に継続的な献血への協力を呼びかけるとともに</u>、若年層に対して「2 若年層対策の実施」等に定める取組を通じて、複数回献血の推進を図り、数年間献血をしていない若年層及び30～40歳代の献血経験者に対し、積極的に献血への協力を呼び掛けます。</p> <p>6 献血推進のための啓発、広報等の実施</p> <p>(1) 広報の実施</p> <p>県及び採血事業者は、「愛の血液助け合い運動」月間（7月）及び「はたちの献血」キャンペーン期間（1～2月）を中心にラジオ、広報紙、インターネット、ポスター等の各種広報手段を効果的に活用し、献血や血液製剤に関する理解を深めるための普及啓発、献血への協力を呼び掛けます。特に若年層に対しては、SNS等のソーシャルメディアを活用します。併せて県は、市町に住民向けに啓発、広報の実施を呼び掛けます。</p> <p>また、県は、献血者が減少するおそれのある場合には、各種広報</p>	<p>5 複数回献血者対策の実施</p> <p>採血事業者は、同一献血者から年間複数回にわたり献血への協力を得ることは、必要血液量を安定的かつ効率的に確保するだけでなく、血液製剤の安全性確保の観点でも重要であることを広く周知します。</p> <p><u>さらに、令和8年1月で献血手帳・献血カードの新規発行・更新が終了することから、事前予約・事前WEB問診もできる</u>「ラブブラッド」への登録を献血会場等で推進し、複数回献血協力を積極的に呼び掛けます。</p> <p>県は、各種広報媒体を活用して、「ラブブラッド」への登録を呼び掛け、献血者の安定的な確保に努めます。</p> <p>また、採血事業者は、若年層に対して「2 若年層対策の実施」等に定める取組を通じて、複数回献血の推進を図るとともに、数年間献血をしていない若年層及び30歳代の献血経験者に対し、積極的に献血への協力を呼び掛けます。</p> <p>6 献血推進のための啓発、広報等の実施</p> <p>(1) 広報の実施</p> <p>県及び採血事業者は、「愛の血液助け合い運動」月間（7月）及び「はたちの献血」キャンペーン期間（1～2月）を中心にラジオ、広報紙、インターネット、ポスター等の各種広報手段を効果的に活用し、献血や血液製剤に関する理解を深めるための普及啓発、献血への協力を呼び掛けます。特に若年層に対しては、SNS等のソーシャルメディアを活用します。併せて県は、市町に住民向けに啓発、広報の実施を呼び掛けます。</p> <p>また、県は、献血者が減少するおそれのある場合には、各種広手</p>

献血推進計画新旧対照表

新（令和7年度計画 案）	旧（令和6年度計画）
<p>手段を活用し、県民に献血への協力を呼び掛けます。</p> <p>(2) 献血推進活動の実施</p> <p>県及び採血事業者は、「愛の血液助け合い運動」月間及び「はたちの献血キャンペーン」期間のほか、血液の供給状況や献血者の確保状況に応じて献血推進キャンペーンを実施し、各市町や関係機関の協力を得て、アボちゃんサポーターや大学生等献血ボランティアを活用して、地域住民への献血啓発活動を行います。</p> <p>なお、採血事業者は、県、市町等の協力を得て、普及啓発資材を活用し、近年需要が増大している血漿分画製剤について、献血から得られた血液を原料とすることや、多くの疾患の治療に欠かすことができないことなどを周知します。</p> <p>(3) パンフレット等による啓発</p> <p>県は、啓発用のパンフレット「献血インフォメーション」を作成し、献血キャンペーンや各種イベント等で配布するほか、本県の血液事業に関する冊子「血液事業の現状」を発行し、広く県民に対し、献血に関する情報の提供に努めます。</p> <p>また、採血事業者も独自に作成したパンフレット等を活用して、献血についての啓発に努めます。</p> <p>7 静岡県献血推進大会の開催</p> <p>県及び採血事業者は、「愛の血液助け合い運動」月間（7月）行事の一つとして「静岡県献血推進大会」を開催し、県民に献血推進への一層の協力を呼び掛けるとともに、日頃献血推進に積極的に協力し、貢献した個人や団体に知事褒賞等の贈呈を行います。</p> <p>また、高校生が大会に関わる機会を設けることで若年層への献血意識の普及を図ります。</p>	<p>手段を活用し、県民に献血への協力を呼び掛けます。</p> <p>(2) 献血推進活動の実施</p> <p>県及び採血事業者は、「愛の血液助け合い運動」月間及び「はたちの献血キャンペーン」期間のほか、血液の供給状況や献血者の確保状況に応じて献血推進キャンペーンを実施し、各市町や関係機関の協力を得て、アボちゃんサポーターや大学生等献血ボランティアを活用して、地域住民への献血啓発活動を行います。</p> <p>なお、採血事業者は、県、市町等の協力を得て、普及啓発資材を活用し、近年需要が増大している血漿分画製剤について、献血から得られた血液を原料とすることや、多くの疾患の治療に欠かすことができないことなどを周知します。</p> <p>(3) パンフレット等による啓発</p> <p>県は、啓発用のパンフレット「献血インフォメーション」を作成し、献血キャンペーンや各種イベント等で配布するほか、本県の血液事業に関する冊子「血液事業の現状」を発行し、広く県民に対し、献血に関する情報の提供に努めます。</p> <p>また、採血事業者も独自に作成したパンフレット等を活用して、献血についての啓発に努めます。</p> <p>7 静岡県献血推進大会の開催</p> <p>県及び採血事業者は、「愛の血液助け合い運動」月間（7月）行事の一つとして「静岡県献血推進大会」を開催し、県民に献血推進への一層の協力を呼び掛けるとともに、日頃献血推進に積極的に協力し、貢献した個人や団体に知事褒賞等の贈呈を行います。</p> <p>また、高校生が大会に関わる機会を設けることで若年層への献血意識の普及を図ります。</p>

献血推進計画新旧対照表

新（令和7年度計画 案）	旧（令和6年度計画）
<p>8 静岡県献血推進協議会の開催</p> <p>県は、献血に対する県民の理解と協力の下に、献血思想の普及と献血者の組織化を図り、献血制度の適正な運営を推進するため、献血協力団体等の代表者 21 人の委員で構成する静岡県献血推進協議会を開催します。</p> <p>協議会では、県献血推進計画の策定のほか、献血に関する各種施策等について協議します。</p>	<p>8 静岡県献血推進協議会の開催</p> <p>県は、献血に対する県民の理解と協力の下に、献血思想の普及と献血者の組織化を図り、献血制度の適正な運営を推進するため、献血協力団体等の代表者 21 人の委員で構成する静岡県献血推進協議会を開催します。</p> <p>協議会では、県献血推進計画の策定のほか、献血に関する各種施策等について協議します。</p>
<p>9 職場における献血の推進</p> <p>県及び市町は、県庁、市役所及び町役場等の公共施設を会場とした移動採血車による献血を定期的実施するなど、献血に積極的に協力します。</p> <p>また、他の官公庁、企業、医療関係団体等に、ボランティア活動である献血への協力を呼び掛けるとともに、献血のための休暇取得を容易にするなど、献血しやすい職場づくりへの配慮を呼び掛けます。</p>	<p>9 職場における献血の推進</p> <p>県及び市町は、県庁、市役所及び町役場等の公共施設を会場とした移動採血車による献血を定期的実施するなど、献血に積極的に協力します。</p> <p>また、他の官公庁、企業、医療関係団体等に、ボランティア活動である献血への協力を呼び掛けるとともに、献血のための休暇取得を容易にするなど、献血しやすい職場づくりへの配慮を呼び掛けます。</p>
<p>10 採血所の環境整備</p> <p>(1) 献血者が安心して献血できる環境の整備</p> <p>採血事業者は、献血の受入れに当たっては献血申込者に不快の念を与えないよう、丁寧な対応をすることに特に留意し、献血ができなかった方に対しては、その理由について分かりやすく説明するなど、その後の献血推進への協力を繋がるよう配慮します。</p> <p>また、献血者の要望を把握し、採血後の休憩スペースを十分に確保する等、献血受入体制の改善に努めます。</p>	<p>10 採血所の環境整備</p> <p>(1) 献血者が安心して献血できる環境の整備</p> <p>採血事業者は、献血の受入れに当たっては献血申込者に不快の念を与えないよう、丁寧な対応をすることに特に留意し、献血ができなかった方に対しては、その理由について分かりやすく説明するなど、その後の献血推進への協力を繋がるよう配慮します。</p> <p>また、献血者の要望を把握し、採血後の休憩スペースを十分に確保する等、献血受入体制の改善に努めます。</p>

献血推進計画新旧対照表

新（令和7年度計画 案）	旧（令和6年度計画）
<p>さらに、子育て中においても安心して献血できるよう、託児等に関する環境の整備に努めます。</p> <p>加えて、初回献血者が抱えている不安等を払拭することはもとより、採血の度ごとに、採血の手順や採血後に十分な休憩をとる必要性、気分が悪くなった場合の対処方法等について、映像やリーフレット等を活用した事前説明を十分に行い、献血者の安全確保を図ります。</p> <p>なお、献血者の個人情報保護するとともに、献血による健康被害に対する補償のための措置を実施します。</p> <p>(2) 献血者の利便性の向上</p> <p>採血事業者は、ライフスタイルの多様化に対応するための取組として、地域の実情に応じて、移動採血車による計画的な採血や、企業・団体等の意向を踏まえた集団献血の実施による献血機会の提供に努めます。</p> <p>また、採血事業者は、移動採血車による献血を含め、「ラブラッド」や電話による事前予約を積極的に推進し、待ち時間の解消を図るなど、献血者の利便性の向上に努めます。</p> <p>第4 その他献血の推進に関する重要事項</p> <p>1 市町献血担当部署との連携</p> <p>県及び採血事業者は、市町における献血場所及び献血者の確保等、献血推進の施策が円滑に行われるようにするため、市町献血担当部署との連絡調整等、連携に努めます。</p> <p>2 献血受入れ計画の策定</p>	<p>さらに、子育て中においても安心して献血できるよう、託児等に関する環境の整備に努めます。</p> <p>加えて、初回献血者が抱えている不安等を払拭することはもとより、採血の度ごとに、採血の手順や採血後に十分な休憩をとる必要性、気分が悪くなった場合の対処方法等について、映像やリーフレット等を活用した事前説明を十分に行い、献血者の安全確保を図ります。</p> <p>なお、献血者の個人情報保護するとともに、献血による健康被害に対する補償のための措置を実施します。</p> <p>(2) 献血者の利便性の向上</p> <p>採血事業者は、ライフスタイルの多様化に対応するための取組として、地域の実情に応じて、地域の実情に応じ、移動採血車による計画的な採血や、企業・団体等の意向を踏まえた集団献血の実施による献血機会の提供に努めます。</p> <p>また、採血事業者は、移動採血車による献血を含め、「ラブラッド」や電話による事前予約を積極的に推進し、待ち時間の解消を図るなど、献血者の利便性の向上に努めます。</p> <p>第4 その他献血の推進に関する重要事項</p> <p>1 市町献血担当部署との連携</p> <p>県及び採血事業者は、市町における献血場所及び献血者の確保等、献血推進の施策が円滑に行われるようにするため、市町献血担当部署との連絡調整等、連携に努めます。</p> <p>2 献血受入れ計画の策定</p>

献血推進計画新旧対照表

新（令和7年度計画 案）	旧（令和6年度計画）
<p>県は、市町及び採血事業者と連携して、各市町における献血の年間計画を策定し、効率的な献血の実施に努めます。</p> <p>3 血液検査による健康管理サービスの充実</p> <p>採血事業者は、採血に際して献血者の健康管理に資する検査を行い、献血者の希望を確認してその結果を通知します。</p> <p>また、低色素により献血ができなかった献血申込者に対して、栄養士等による健康相談を実施し、献血者の健康管理をサポートします。</p> <p>4 検査目的の献血の防止</p> <p>県及び採血事業者は、H I V等感染症の検査を目的とした献血が行われていることが指摘されていることを踏まえ、安全な血液製剤を確保するため、関係機関と協力して、検査目的での献血防止のための啓発に努めます。</p> <p>5 献血における問診の徹底</p> <p>採血事業者は、献血者の安全と、輸血を受ける人の安全の両方を守るため、献血における本人確認や問診を徹底し、血液製剤の安全性の確保に努めます。</p> <p>また、県及び採血事業者は、本人確認や問診の重要性についての啓発に努めます。</p> <p>6 献血者の意思を尊重した採血の実施</p> <p>採血事業者は、初回献血者や献血に不安がある方に対しては、採血区分には200ミリリットル全血採血、400ミリリットル全血採血又</p>	<p>県は、市町及び採血事業者と連携して、各市町における献血の年間計画を策定し、効率的な献血の実施に努めます。</p> <p>3 血液検査による健康管理サービスの充実</p> <p>採血事業者は、採血に際して献血者の健康管理に資する検査を行い、献血者の希望を確認してその結果を通知します。</p> <p>また、低色素により献血ができなかった献血申込者に対して、栄養士等による健康相談を実施し、献血者の健康管理をサポートします。</p> <p>4 検査目的の献血の防止</p> <p>県及び採血事業者は、H I V等感染症の検査を目的とした献血が行われていることが指摘されていることを踏まえ、安全な血液製剤を確保するため、関係機関と協力して、検査目的での献血防止のための啓発に努めます。</p> <p>5 献血における問診の徹底</p> <p>採血事業者は、献血者の安全と、輸血を受ける人の安全の両方を守るため、献血における本人確認や問診を徹底し、血液製剤の安全性の確保に努めます。</p> <p>また、県及び採血事業者は、本人確認や問診の重要性についての啓発に努めます。</p> <p>6 献血者の意思を尊重した採血の実施</p> <p>採血事業者は、初回献血者や献血に不安がある方に対しては、採血区分には200ミリリットル全血採血、400ミリリットル全血採血又</p>

献血推進計画新旧対照表

新（令和7年度計画 案）	旧（令和6年度計画）
<p>は成分採血があること、採血基準を満たしていればいずれの採血でも安全であることを十分に説明し、献血者の意思を可能な限り尊重したうえで、採血区分を決定します。</p> <p>なお、将来の献血基盤の確保という観点においては、若年層における献血体験が非常に重要であることから、県及び採血事業者は、高校生等の献血において、400ミリリットル全血献血に不安がある場合には200ミリリットル全血献血を推進するなど、出来る限り献血を経験してもらうよう努めます。</p> <p>7 血液製剤の在庫水準の常時把握と不足時の的確な対応</p> <p>県及び採血事業者は、血液製剤の不足等による危機的な状況を未然に回避するため、特に有効期間の短い血小板製剤と赤血球製剤の在庫水準を常時把握し、在庫が不足する場合又は不足が予測される場合には、連携して広報等を行い、献血者を確保して緊急時に対応します。</p> <p>8 災害時等における献血の確保</p> <p>県及び採血事業者は、災害時等において医療需要に応じた必要な血液量を確保できるよう、市町等と連携して、様々な広報手段を用いて、需要に見合った献血の確保を行います。その際、採血事業者は、被害状況等の情報収集を行ったうえで、献血の受入れの可否について判断するなど、献血者の安全に十分に配慮します。</p> <p>採血事業者は、複数の通信手段の確保や移動採血車等の燃料の確保等を含む広域的な需給調整等の手順を定めることにより、災害時等における献血受入体制を構築し、県及び市町は、採血事業者の取組を支援します。</p>	<p>は成分採血があること、採血基準を満たしていればいずれの採血でも安全であることを十分に説明し、献血者の意思を可能な限り尊重したうえで、採血区分を決定します。</p> <p>なお、将来の献血基盤の確保という観点においては、若年層における献血体験が非常に重要であることから、県及び採血事業者は、高校生等の献血において、400ミリリットル全血献血に不安がある場合には200ミリリットル全血献血を推進するなど、出来る限り献血を経験してもらうよう努めます。</p> <p>7 血液製剤の在庫水準の常時把握と不足時の的確な対応</p> <p>県及び採血事業者は、血液製剤の不足等による危機的な状況を未然に回避するため、特に有効期間の短い血小板製剤と赤血球製剤の在庫水準を常時把握し、在庫が不足する場合又は不足が予測される場合には、連携して広報等を行い、献血者を確保して緊急時に対応します。</p> <p>8 災害時等における献血の確保</p> <p>県及び採血事業者は、災害時等において医療需要に応じた必要な血液量を確保できるよう、市町等と連携して、様々な広報手段を用いて、需要に見合った献血の確保を行います。その際、採血事業者は、被害状況等の情報収集を行ったうえで、献血の受入れの可否について判断するなど、献血者の安全に十分に配慮します。</p> <p>採血事業者は、複数の通信手段の確保や移動採血車等の燃料の確保等を含む広域的な需給調整等の手順を定めることにより、災害時等における献血受入体制を構築し、県及び市町は、採血事業者の取組を支援します。</p>

献血推進計画新旧対照表

新（令和7年度計画 案）	旧（令和6年度計画）
<p>なお、県及び市町は、静岡県医療救護計画に基づき災害時等に輸血用血液製剤が医療現場に円滑に供給されるよう、定期的に採血事業者と連携した防災訓練を実施します。</p> <p>9 献血推進施策の進捗状況等に関する確認と評価</p> <p>県は、献血推進のための施策の進捗状況、採血事業者による献血の受入れ実績について確認し、その評価を行うことにより、次年度の献血推進計画等の作成に当たり参考とするとともに、必要に応じ、献血推進のための施策の見直しを行います。</p>	<p>なお、県及び市町は、静岡県医療救護計画に基づき災害時等に輸血用血液製剤が医療現場に円滑に供給されるよう、定期的に採血事業者と連携した防災訓練を実施します。</p> <p>9 献血推進施策の進捗状況等に関する確認と評価</p> <p>県は、献血推進のための施策の進捗状況、採血事業者による献血の受入れ実績について確認し、その評価を行うことにより、次年度の献血推進計画等の作成に当たり参考とするとともに、必要に応じ、献血推進のための施策の見直しを行います。</p>

静岡県献血推進協議会要綱

昭和39年11月1日制定

昭和44年7月1日改正

平成3年4月1日改正

平成9年4月1日改正

平成11年4月1日改正

平成15年4月1日改正

平成19年4月1日改正

平成22年4月1日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、静岡県献血推進協議会の設置、組織、その他必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 献血思想の普及と献血者の組織化を図り、献血制度の適正な運営を推進するため、静岡県献血推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 献血制度及び献血思想の普及に関する事項。
- (2) 医療血液の需給計画に関する事項。
- (3) 献血組織の育成に関する事項。
- (4) その他献血推進に関する事項。

(組織)

第4条 協議会は、委員30人以内で組織する。

- 2 会長には、知事を充て、委員は、関係行政機関、医療関係団体、学校、事業場、その他各種団体の代表者及び学識経験者のうちから知事が任命又は委嘱する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 委員は再任されることができる。

3 委員の任期が満了したとき、当該委員は後任者が任命又は委嘱されるまでその職務を行なうものとする。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

(部会)

第7条 協議会には、専門的事項を調査審議するため、部会を置くことができる。

(幹事)

第8条 協議会に幹事若干人を置き、関係行政機関の職員のうちから知事が任命又は委嘱する。

2 幹事は、協議会の所掌事務について、委員を補佐する。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、健康福祉部生活衛生局薬事課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和39年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和44年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。